

○ 総務省
経済産業省 告示第五号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百一号）第十四条第一項に規定する指定調査機関を、次のように指定したので、同法第十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成十三年十二月二十八日

総務大臣 片山虎之助

経済産業大臣 平沼 赳夫

- 一 名称 株式会社電磁環境試験所認定センター
- 二 住所 東京都港区麻布台二丁目三番五号
- 三 調査の業務を行う事務所の所在地 東京都港区麻布台二丁目三番五号
- 四 指定調査機関が行う調査の範囲 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する調査の全部
- 五 指定調査機関が行う調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分 法第二条第八項第三号（電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九

・三三六・E E C 第一条 5 に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。) 及び第
五号の国外適合性評価事業